

だいしん生体認証規定（ICカード）

1.（生体認証とは）

- (1) 生体認証とは、当金庫との間の信用金庫取引について預金者本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）の手段の一つとして用いる認証方式で、当金庫のICキャッシュカード規定ならびにICカードローンカード規定に定めるICキャッシュカードおよびICカードローンカード（以下「ICカード」といいます。）のうち、生体認証機能を搭載したICカード（以下「生体認証機能付ICカード」といいます。）のICチップ（以下「IC」といいます。）に当金庫所定の機器、操作および手続により、当金庫の認めた預金者または預金者の代理人（以下「利用者」といいます。）の指静脈パターンを登録し、ICに登録した指静脈パターン（以下「生体認証データ」といいます。）を当金庫所定の機器により当該利用者の指静脈パターンと照合すること（以下「生体認証データの照合」といいます。）により本人確認を行うことをいいます。なお、生体認証データは、IC内のみ保管され、当金庫は当該生体認証データを保有しません。
- (2) 生体認証データの照合は、当金庫との間の信用金庫取引について、当金庫が本人確認の手段の一つとして使用するものです。当金庫が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて生体認証機能付ICカードの暗証番号の入力その他の本人確認の手段と併せて使用するものとします。
- (3) 生体認証を使用する当金庫との間の信用金庫取引については、当金庫のキャッシュカード規定・カードローンカード規定およびICキャッシュカード規定・ICカードローンカード規定のほか、原則として本規定に定めるところによります。

2.（生体認証契約の締結・指静脈情報の登録）

- (1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめ預金者本人による生体認証機能付ICカードの発行の申込みが必要です。
- (2) 生体認証契約は、利用者が生体認証機能付ICカードを持って当金庫所定の窓口にて当金庫所定の書面による届出を行い、当金庫が届出内容を確認して、当金庫所定の機器により生体認証機能付ICカード上のICに生体認証データを登録したときから効力が発生します。
- (3) 生体認証データの登録は、前項の当金庫所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 生体認証契約の締結および生体認証データの登録にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な

本人確認ができない場合には、当金庫は生体認証契約をお断りすることがあります。

3.（取扱店の範囲）

- (1) 生体認証データの登録、または削除は当金庫所定の窓口にてお取扱いたします。
- (2) 生体認証データの照合は、当金庫所定の窓口ならびに当金庫所定の指静脈認証装置付現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。）（以下「ATM」といいます。）にてお取扱いたします。

4.（生体認証の対象取引口座）

- (1) 生体認証の対象とすることができる口座の種類は、次のとおりです。
 - ① 生体認証機能付ICカードの発行口座となる普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます。）および貯蓄預金口座
 - ② その他当金庫所定の預金口座およびカードローン口座
- (2) 前項の口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の書面により申し出てください。生体認証の対象口座としての登録の解除を希望される場合も同様とします。なお、生体認証の対象口座として登録した口座を以下「生体認証対象口座」といいます。

5.（生体認証の利用範囲）

- (1) 生体認証対象口座に関し、当金庫所定のATMにて預金等の払戻し（預金等の払戻しによる振込・振替取引を含みます。以下同じ。）または暗証番号の変更等の手続きをする場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) 生体認証をご利用されている場合の届出事項の変更の受付は、当金庫所定の窓口にて、生体認証データの照合、書類に使用された印影と届出の印鑑との照合その他当金庫所定の本人確認を実施したうえ行います。詳細は、本規定第6条に規定するところによります。
- (3) 生体認証対象口座に関し、当金庫所定の窓口にて預金等の払戻し若しくは当該口座の解約（生体認証機能付ICカードのみの解約を含みます。以下同じ。）または暗証番号の変更等の手続きをする場合は、生体認証データの照合が必要になります。

詳細は、本規定第6条に規定するところによります。

- (4) その他、当金庫が必要と認めた場合は、当金庫が定める取引または手続きに関して、生体認証による本人確認を行います。
6. (預金等の払戻し・振込・振替・解約等における生体認証データの照合)
- (1) 生体認証対象口座に関し、当金庫所定のATMにて、預金等の払戻しまたは暗証番号の変更若しくは各種照会、その他の当金庫所定の取引または手続きをするときは、当金庫所定のATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに生体認証機能付ICカード（または生体認証機能付ICカードと通帳）を挿入してご利用ください。
- (2) 預金等の払戻しまたは暗証番号の変更等の手続きについて、当金庫は、当金庫所定の機器によって生体認証データの照会を行い、利用者の生体認証データとICに登録された生体認証データとの同一性が認定され、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認された場合に、当該取引または手続きを行います。ただし、ATMで生体認証対象口座の解約を行うことはできません。
- (3) 当金庫所定の窓口にて、生体認証対象口座に関し、預金の払戻し若しくは当該口座の解約または暗証番号の変更若しくは各種照会、その他の当金庫所定の取引または手続きをするときは、生体認証機能付ICカード、預金通帳および届出の印鑑をご持参のうえ、当金庫所定の窓口へ、署名した払戻請求書その他当金庫所定の書類を提出して、申し出てください。
- (4) 前項により、当金庫所定の窓口にて、生体認証対象口座に関し、預金等の払戻しの申出があった場合は、当金庫は、当金庫所定の機器によって生体認証データの照会を行い、利用者の生体認証データとICに登録された生体認証データとの同一性が認定され、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認された場合に、当該生体認証対象口座の預金等の払戻しを行います。利用者の生体認証データとICに登録された生体認証データとの同一性を確認して取扱ったときは、払戻請求書等の書類について偽造・変造その他の事故があっても、当金庫は責任を負わないものとします。
7. (ATM故障時等の取扱い)
- 生体認証付ATMに設置された生体認証データの照会を行う当金庫所定の機器等に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、生体認証対象口座の預金の払戻し等を一時的に中止する場合があります。この場合、当金庫に故意または重大な過失

がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8. (生体認証データの登録の変更)

生体認証機能付ICカードに登録された生体認証データの変更を行う場合は、当金庫所定の窓口にて、当金庫所定の書類を提出して申し出てください。当金庫は、当金庫所定の方法により本人確認を行う等、当金庫所定の手続きをした後に当該生体認証機能付ICカードに登録された生体認証データの変更を行います。

9. (生体認証機能付ICカードの事故・使用不能時等の手続き)

(1) 生体認証データを登録した生体認証機能付ICカードについて、カードの種類の変更、または滅失・毀損・使用不能等の事故により新しい生体認証機能付ICカードの発行を受けた場合は、すみやかに新しい生体認証機能付ICカードに生体認証データを登録する手続きを行ってください。

(2) 前項の場合において、新しい生体認証機能付ICカードに生体認証データが登録されるまでの間は、生体認証機能付ATMにおける第6条第1項の取引について生体認証データの照会を行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してお取扱します。なお、この場合の払戻し等は、生体認証機能付ATM以外の現金自動預入払出兼用機、現金自動支払機によりお取引される場合のご利用限度額の範囲内とします。

(3) 当金庫所定の窓口において、生体認証対象口座について預金等の払戻し、預金等の払戻しによる振込・振替または解約の申出があった場合において、当金庫が真にやむを得ないと認めたときは、生体認証データの照会の方法によらず、当金庫所定の方法による本人確認を行ったうえ、預金等の払戻し、預金等の払戻しによる振込・振替または解約に応じることがあります。この場合には、当金庫が払戻請求書その他当金庫所定の書類に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、そのために生じた損害について、本規定第13条の各規定の補てんに関する定めのある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

10. (代理人)

(1) 預金者本人は、生体認証機能付ICカードによる生体認証対象口座の預金等の預入れ、払戻し、振込、振替等につき、代理人（本人と生計をともにする親族1名に限りです。）を届けることができます。

(2) 前項の届出があったときは、当金庫は、当金庫所定の手続

きにより、代理人の生体認証機能付ICカードを発行します。
この場合には、代理人は、預金者本人と同席のうえ、代理人の生体認証機能付ICカードに代理人のみの生体認証データを登録する必要があります。代理人が代理人の生体認証機能付ICカードに生体認証データを登録したときは、代理人についても本規定を適用します。

- (3) 当金庫所定の手続きにより代理人の生体認証データを登録した場合は、当金庫は生体認証機能付ICカードに登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。
- (4) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当金庫へ届出をしてください。

1 1. (生体認証契約の解約)

生体認証契約は、次のいずれかに該当する場合は、終了します。なお、この場合には、預金者本人および代理人の生体認証機能付ICカードを当金庫に返却してください。当金庫は、当該生体認証機能付ICカードに登録された生体認証データを削除します。

- ① 当金庫所定の手続きにより預金者本人から生体認証機能付ICカードの解約の申出があった場合。なお、この場合には、当金庫が当該申出を受け付けた後所定の手続きを完了したときに生体認証契約は終了します。
- ② 預金者本人により生体認証対象口座が解約された場合または生体認証対象口座が当金庫の預金規定に基づき解約された場合。なお、この場合には、生体認証対象口座が解約されたときに生体認証契約は終了します。
- ③ 本規定、当金庫のキャッシュカード規定・カードローンカード規定またはICキャッシュカード規定・ICカードローンカード規定により、当金庫が生体認証機能付ICカードの利用を停止した場合。なお、この場合には、当金庫が生体認証機能付ICカードの利用を停止したときに生体認証契約は終了します。

1 2. (デビットカード取引)

生体認証機能付ICカードの生体認証データの照合により本人確認を行うことによるデビットカード取引はご利用できません。

1 3. (規定の適用)

本規定に定めのない事項については、生体認証対象口座にかかる当金庫の普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、キャッシュカード規定、カードローンカード規定、ICキャッシュカード規定およびICカードローンカード規定により取扱いします。

1 8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

[個人情報保護法関連条文]

- (1) 生体認証機能付ICカードの発行の申込者およびその代理人は、当金庫が、当金庫所定の機器により申込者またはその代理人の生体認証データと生体認証機能付ICカードに登録された生体認証データとを照合することによって、当金庫との間の信用金庫取引について、当金庫が預金者本人またはその代理人であることを確認する手段の一つとして使用する目的のために、生体認証機能付ICカードに申込者およびその代理人の生体認証データを登録することにより取得し、利用、保存、廃棄することに同意していただきます。
- (2) 生体認証データを取得、利用、保存、廃棄する当金庫との間の信用金庫取引または手続きの範囲は、原則として次のとおりとします。
 - ① 生体認証対象口座に関し、当金庫所定の窓口にて、預金等の払戻し若しくは当該口座を解約しまたは暗証番号の変更若しくは各種照会その他当金庫所定の取引または手続きをする場合
 - ② 生体認証対象口座に関し、当金庫所定の生体認証機能付ATMにて、預金等の払戻しまたは暗証番号の変更若しくは各種照会その他当金庫所定の取引または手続きをする場合
 - ③ その他当金庫が必要と認める取引または手続きを行う場合（信用金庫法施行規則等により、適切な業務運営等のために必要と認められる場合に限る。）

以上

(2019年8月改定)

”